



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月6日火曜日 第1833号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可(2件).....	150
不健全な図書類等の指定.....	150
医師の指定.....	151
指定医師の所在地の変更.....	151
指定医師の辞退の届出.....	152
指定居宅サービス事業者の指定.....	152
指定居宅介護支援事業者の指定.....	153
指定介護予防サービス事業者の指定.....	153
指定介護老人福祉施設の指定.....	154
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	154
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	154
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	154
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	155
指定居宅サービス事業の廃止.....	155
指定介護予防サービス事業の廃止.....	155
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	155
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	156
肥料登録証の記載事項の変更の届出.....	156
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	156
同意の成立(2件).....	158
建設業者の営業の停止命令.....	158
兼用工作物の管理の方法について(2件).....	158
開発行為に関する工事の完了.....	159

### 告 示

#### ○愛媛県告示第190号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定に

#### ○愛媛県告示第192号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

#### 図書类等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	18 081	人妻淫写!!	2月号増刊	(株)一水社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18 082	ニャン2倶楽部Z	2月号	(株)コアマガジン	
"	18 083	YO!	3月号	(株)大洋図書	
"	18 084	DAAH!	Vol.11	(株)ビデオ出版	
"	18 085	蔵出し千人斬りSP美脚伝説	Vol.001	(株)東京三世社	

より、次のとおり八幡浜地区施設事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

#### 2 規約変更年月日

平成19年4月1日

#### 3 規約変更許可年月日

平成19年1月24日

#### ○愛媛県告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

#### 2 規約変更年月日

平成19年4月1日

#### 3 規約変更許可年月日

平成19年1月26日

"	18 086	め・き・ら ザ セレクション	V o l . 1 0	(株)メディアソフト
"	18 087	レディースコミック SpecialAYA	2 月 号	(株) 宙 出 版
"	18 088	レディースコミック タブー	2 月 号	三 和 出 版 (株)
"	18 089	レディースコミック 微熱	2 月 号	(株) セ ブ ン 新 社
"	18 090	COMIC LO	3 月 号	(株) 茜 新 社
"	18 091	本当にあったみだらな話	3 月 号	(株) 一 水 社
"	18 092	COMIC 少女天国	3 月 号	ヒ ッ ト 出 版 社
ビデオ テープ	18 093	押し込み土方レイプ 凌辱! 豊乳若妻 失業労働者達の襲撃	KK - 10	(株) ル ビ ー
"	18 094	新人女優 私出演ちゃった!! せいら	MWV - 05	4 9 e r s
"	18 095	巨乳輪姦事件2	GN - 36	事 件 日 報
"	18 096	禁断生流出4	KNR - 004	K N R
"	18 097	若妻愛好家 ゆり	HZV - 02	(有) ガ ッ ツ
"	18 098	誘惑痴女の逆襲 Vol.10	ASG - 10	全 国 性 感 商 法 協 会
DVD	18 099	相崎琴音に癒されたい!	MILD - 445	(株) ケ イ ・ エ ム ・ ス プ ロ デ ュ ー ス
"	18 100	ソープの女神さま完全版春咲あずみ	MDS - 395	(株)メディアステーション

○愛媛県告示第193号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
視 覚 障 害	眼 科	愛媛県立南宇和病院	陳 光 明	南宇和郡愛南町城辺甲2443 - 1	平成 19年2月1日
聴覚・平衡・音声又は言語・そ しゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	比野平 恭之	東温市志津川	"
視 覚 障 害	眼 科	"	吉岡 龍治	"	"
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機 能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会今治病院	湯 本 泰 弘	今治市喜田村七丁目1番7号	"
視 覚 障 害	眼 科	木内眼科医院	木内 康 仁	四国中央市上分町376 - 14	"

○愛媛県告示第194号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
殿山 勇次	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	とのやまクリニック	西条市大町弁財天703番地1	平成18年 12月31日

越 智 直 登	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275 - 1	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	平成18年 4月1日
---------	------------	-----------------	-------------	------------	---------------

○愛媛県告示第195号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	精神科・神経科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	池 田 学	東温市志津川	平成 18年12月28日
視 覚 障 害	眼 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	藤 村 貴 志	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	平成 18年12月31日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	喜多医師会病院	高 野 信 二	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成 18年12月31日

○愛媛県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106196	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町二丁目5番5号	通所介護	デイサービスセンターあまやま天教苑	愛媛県松山市天山二丁目4番18号	平成18年12月1日
3870106204	株式会社縁	愛媛県松山市福音寺町44 - 1	訪問介護	訪問介護縁	愛媛県松山市福音寺町44 - 1	平成18年12月1日
3870106212	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	通所介護	デイサービスセンターアテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日
3870106220	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	特定施設入居者生活介護	ケアハウスアテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日
3870106246	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所アテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日
3870501701	合同会社土橋	愛媛県新居浜市土橋一丁目3番30号	訪問介護	ひろ	愛媛県新居浜市土橋一丁目3番30号	平成18年12月1日
3870501701	合同会社土橋	愛媛県新居浜市土橋一丁目3番30号	通所介護	ひろ	愛媛県新居浜市土橋一丁目3番30号	平成18年12月1日
3870501719	有限会社芳光	愛媛県新居浜市北新町12番51号	訪問介護	ヘルパーステーション芳光	愛媛県新居浜市北新町12番51号	平成18年12月1日
3870600529	株式会社住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	特定福祉用具販売	株式会社住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	平成18年12月1日
3870106253	株式会社光進	愛媛県松山市和気町一丁目152番地	通所介護	デイサービスセンター遊楽荘	愛媛県松山市和気町一丁目27番地	平成18年12月7日
3870501743	社会福祉法人三恵会	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号	通所介護	通所介護事業所おいでんや	愛媛県新居浜市多喜浜一丁目2番16号	平成18年12月8日
3870700576	株式会社ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2日正グランハイツ102号室	訪問介護	株式会社ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2日正グランハイツ102号室	平成18年12月12日
3870301003	有限会社ケアステーションますほ	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920 - 1	通所介護	指定通所介護事業所ますほの里	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920 - 1	平成18年12月22日
3870106279	株式会社伊予鉄高島屋	愛媛県松山市湊町五丁目1番地1	特定福祉用具販売	伊予鉄高島屋ハッピーライフショップ	愛媛県松山市湊町五丁目1番地1伊予鉄高島屋7階	平成18年12月25日
3870106295	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム董野花館	愛媛県松山市枝松三丁目1番13号	平成18年12月28日

○愛媛県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870501701	合同会社土橋	愛媛県新居浜市土橋一丁目3番30号	居宅介護支援	ひろ	愛媛県新居浜市土橋一丁目3番30号	平成18年12月1日
3870501727	有限会社芳光	愛媛県新居浜市北新町12番51号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所芳光	愛媛県新居浜市北新町12番51号	平成18年12月4日
3870300997	株式会社アコンプリシー	愛媛県松山市久万ノ台17番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事業所笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲983番地5	平成18年12月6日
3870501735	社会福祉法人三恵会	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所おいでんや	愛媛県新居浜市多喜浜一丁目2番16号	平成18年12月8日

○愛媛県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106113	有限会社ユアーズ・ケア	愛媛県松山市東方町甲181番地4	介護予防通所介護	デイサービスセンター・ゆあーず	愛媛県松山市東方町甲1291番地1	平成18年12月1日
3870106196	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町二丁目5番5号	介護予防通所介護	デイサービスセンターあまやま天赦苑	愛媛県松山市天山二丁目4番18号	平成18年12月1日
3870106204	株式会社縁	愛媛県松山市福音寺町44-1	介護予防訪問介護	訪問介護縁	愛媛県松山市福音寺町44-1	平成18年12月1日
3870106212	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	介護予防通所介護	デイサービスセンターアテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日
3870106220	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	介護予防特定施設入居者生活介護	ケアハウスアテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日
3870106246	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所アテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日
3870200387	有限会社ウェルケアサービス	愛媛県今治市恵美須町2-2-1	介護予防訪問介護	ウェル	愛媛県今治市恵美須町2-2-1	平成18年12月1日
3870200569	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町205番地3	介護予防訪問入浴介護	株式会社トーカイ訪問入浴サービス今治営業所	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成18年12月1日
3870200627	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町205番地3	介護予防福祉用具貸与	株式会社トーカイ今治営業所	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成18年12月1日
3870200692	社会福祉法人なごみの会	愛媛県今治市別名251番地	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションなごみ	愛媛県今治市別名251番地特別養護老人ホーム今治なごみ苑1階	平成18年12月1日
3870201419	西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台1195番地	介護予防訪問介護	指定訪問介護事業所やすらぎ	愛媛県今治市馬越町二丁目1番41号	平成18年12月1日
3870201427	西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台1195番地	介護予防福祉用具貸与	西日本商事株式会社今治営業所	愛媛県今治市馬越町二丁目1番41号	平成18年12月1日
3870201427	西日本商事株式会社	愛媛県松山市久万ノ台1195番地	特定介護予防福祉用具販売	西日本商事株式会社今治営業所	愛媛県今治市馬越町二丁目1番41号	平成18年12月1日
3873200665	有限会社ころばぬ先	愛媛県今治市伯方町北浦甲1400	介護予防福祉用具貸与	有限会社ころばぬ先	愛媛県今治市伯方町北浦甲1400	平成18年12月1日
3870300435	有限会社別当	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	介護予防訪問介護	有限会社別当ヘルパーこでまり	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	平成18年12月1日
3870600529	株式会社住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	介護予防福祉用具貸与	株式会社住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	平成18年12月1日
3870600529	株式会社住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	特定介護予防福祉用具販売	株式会社住宅アシストF A S E	愛媛県西条市榎木11番地	平成18年12月1日

3870700576	株式会社ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2日正グランハイツ102号室	介護予防訪問介護	株式会社ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2日正グランハイツ102号室	平成18年12月12日
3870106279	株式会社伊予鉄高島屋	愛媛県松山市湊町五丁目1番地1	特定介護予防福祉用具販売	伊予鉄高島屋ハッピーライフショップ	愛媛県松山市湊町五丁目1番地1伊予鉄高島屋7階	平成18年12月25日
3870106295	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム董野花館	愛媛県松山市枝松三丁目1番13号	平成18年12月28日

○愛媛県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3870106238	社会福祉法人アテナ会	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームアテナ	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号	平成18年12月1日

○愛媛県告示第200号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870104043	有限会社ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	訪問介護	有限会社ヘルパーステーションひめ	ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	平成18年12月1日

○愛媛県告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870103615	有限会社ほほえみ	愛媛県松山市富久町240番地18	通所介護	デイサービスセンターほほえみ	愛媛県松山市土居田町816番地2セントラルパーク106号	愛媛県松山市富久町240番地18	平成18年12月1日
3870500752	有限会社萩の台	愛媛県新居浜市萩生130番地の57	通所介護	カミングケアステーション	愛媛県新居浜市萩生130番地の57	愛媛県新居浜市萩生130番地の52	平成18年12月1日
3870800293	株式会社アライアンス	愛媛県四国中央市川之江町473番地1	訪問介護	アライアンス	愛媛県四国中央市川之江町474番地2	愛媛県四国中央市川之江町473番地1	平成18年12月1日

○愛媛県告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500752	有限会社萩の台	愛媛県新居浜市萩生130番地の57	居宅介護支援	カミングケアステーション	愛媛県新居浜市萩生130番地の57	愛媛県新居浜市萩生130番地の52	平成18年12月1日

○愛媛県告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		届出年月日	
				名称			
				変更前	変更後		
3870104043	有限会社ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	介護予防訪問看護	有限会社ヘルパーステーションひめ	ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	平成18年12月1日

○愛媛県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870501297	株式会社サンキュー	大阪府摂津市鳥飼新町一丁目1番39号	通所介護	デイサービスセンター御茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成18年9月30日
3870103516	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5-10	福祉用具貸与	うらや福祉用具貸与センター	愛媛県松山市中一万町3番地22	平成18年11月30日
3870103516	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5-10	特定福祉用具販売	うらや福祉用具貸与センター	愛媛県松山市中一万町3番地22	平成18年11月30日

○愛媛県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870103516	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5-10	介護予防福祉用具貸与	うらや福祉用具貸与センター	愛媛県松山市中一万町3番地22	平成18年11月30日
3870103516	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5-10	特定介護予防福祉用具販売	うらや福祉用具貸与センター	愛媛県松山市中一万町3番地22	平成18年11月30日

○愛媛県告示第206号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス北条店  
松山市北条辻1130番外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目14番4号

代表取締役社長 越智壯

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年9月17日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,341平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
53台
- イ 駐輪場の収容台数  
40台
- ウ 荷さばき施設の面積  
48平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
11 34立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場N o 1 午前 9 時30分から午後10時30分まで  
駐車場N o 2 午前 9 時30分から午後 8 時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 6 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成19年 1月16日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 207 号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲北地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲北地区）計画書の写し
- (2) 大洲市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年 2月 7日から 3月 7日まで

3 縦覧場所

大洲市役所

○愛媛県告示第 208 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第13条第 1 項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

平成19年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変更年月日
愛媛県第1194号	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地 4	愛媛県八幡浜市五反田 1 番耕地60番地	愛媛県八幡浜市八代664番地 4	平成19年 1月 23日
愛媛県第1195号	"	"	"	"
愛媛県第1214号	"	"	"	"
愛媛県第1215号	"	"	"	"
愛媛県第1216号	"	"	"	"
愛媛県第1255号	"	"	"	"

○愛媛県告示第 209 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成19年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市河辺町北平4059、4060

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町北平4059・4060（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市平野町野田3506、3507、3508の 1、乙1640の 1、乙1640の 2、乙1642の 1、乙1792

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市長浜町今坊甲1622の3、甲1623、甲1698の1、甲1698の3、甲1698の5、甲1699の1、甲1699の3、甲1701の4、甲1701の5、甲1713、甲1714の1、甲1715、甲1716、甲1718の1、甲1726の2、乙1760の1、乙1763、乙1765の3、乙1767、乙1769の1、乙1770の1から乙1770の3まで、乙1771の1、乙1772、乙1773の2、乙1773の4、乙1788の1、乙1788の3、乙1788の5、乙1790の2、乙1790の3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 長浜町今坊甲1623・乙1769の1・乙1770の1から乙1770の3まで・乙1772(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、甲1701の5、甲1714の1、甲1716、甲1726の2、乙1765の3、乙1771の1  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町本川21、327

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 本川327(次の図に示す部分に限る。)  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町上川6の1、7から9まで、16、18から22まで、33

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 上川6の1・8・9・18から22まで・33(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、7

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第210号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町中川3961の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町大谷6の2、6の5、6の6、10の1、10の2、32、35、38、40、41、59の1、79の1、80の1、94、95、137、140、141の1、141の2、149、155の2から155の4まで、807、809の1、809の2、810の1から810の3まで

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字奈良3454の1、1522の1、大字中野川1148、1361の1、1361の6、1361の7、1390の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第211号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
南内海区域(愛南漁業協同組合の地区のうち、旧南内海漁業協同組合の地区)	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第212号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
弓削区域(弓削漁業協同組合の地区)	小型定置漁業

○愛媛県告示第213号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	営業の停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-16)第15721号	平成17年3月23日	真穴水道設備有限公司	石崎 久次	八幡浜市穴井4番耕地163番地	平成19年1月26日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	平成19年2月6日から平成19年2月8日(3日間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪により、法人及び従業員2名が、平成18年12月4日に八幡浜簡易裁判所において、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、12月20日に刑が確定した。

○愛媛県告示第214号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び今治地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成19年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の種類及び路線名  
一般県道岩城弓削線
- 2 他の工作物の名称  
生名南部海岸保全施設
- 3 兼用工作物の位置  
越智郡上島町生名64番地先から同大字50番地先まで
- 4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所  
海岸管理者 愛媛県知事 加戸守行  
住所 愛媛県松山市御宝町119番1  
道路管理者 愛媛県知事 加戸守行

住所 愛媛県松山市御宝町119番1

5 管理の内容

- (1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。
- (2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。
  - 一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
  - 二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者
- (3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行う

ものとする。

6 管理の期間

平成19年 2月 6日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第 215 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第20条第 1 項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び今治地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の種類及び路線名

一般県道岩城弓削線

2 他の工作物の名称

生名港海岸保全施設

3 兼用工作物の位置

越智郡上島町生名73番地先から同大字65番地先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 上島町長 上村 俊之

住所 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番

道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行

住所 愛媛県松山市御宝町 119 番 1

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第 1 号又は第 2 号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者

二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者

(3) 前 2 項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成19年 2月 6日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第 216 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第50号 平成19年 1月25日	伊予郡松前町大字東古泉字源助分534番 1 及び534番 7 並びに同町大字東古泉字大地ノ窪572番 2、573番 2、574番 1、575番 2、575番 4 及び575番 5	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号 コスモ石油株式会社 代表取締役 木 村 彌 一
18松局建（開）第51号 平成19年 1月25日	伊予郡松前町大字神崎字横田665番 1	伊予郡松前町大字鶴吉897番地 3 村 田 佳 正